

警察活動の支え

第1節 警察活動の基盤

第2節 国民の期待と信頼に応えるための
警察運営

第3節 国際的な警察活動

第6章

CHAPTER 6



第1節

警察活動の基盤

1 警察の体制

(1) 定員

警察庁や都道府県警察の職員は、警察官、皇宮護衛官及び一般職員で構成されている。

図表6-1 警察職員の定員（令和3年（2021年）度）

区分	警察庁				都道府県警察					合計
	警察官	皇宮護衛官	一般職員	計	警察官			一般職員	計	
					地方警務官	地方警察官	小計			
定員（人）	2,190	940	4,901	8,031	630	259,093	259,723	28,449	288,172	296,203

注1：数値は、令和3年4月1日現在

2：都道府県警察職員のうち、地方警務官については政令で定める定員であり、その他の職員については条例で定める定員である。

(2) 警察力強化のための取組

地方警察官については、平成13年（2001年）度から令和2年度までの間に合計3万1,970人の増員を行ってきた。刑法犯認知件数が平成14年以降18年連続して減少するなど、地方警察官の増員は、他の施策と併せ、犯罪の増勢に歯止めを掛け、治安の回復に効果をもたらしていると考えられる。

しかし、我が国の治安は、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、人身安全関連事案は後を絶たず、高齢者を中心に大きな被害が生じている特殊詐欺の認知件数については依然として高い水準にあるほか、国際テロやサイバー空間における脅威が続くなど課題が山積していることなどから、引き続き、時代に合わせて警察力の強化に努める必要がある。このため、警察では、次のような警察力強化のための取組を強力に推進し、依然として予断を許さない状況にある治安情勢に的確に対応することとしている。

①退職警察職員の積極的活用

交番相談員、捜査技能伝承官等の非常勤職員を拡充し、また、再任用制度を積極的に活用することで、即戦力たる退職警察職員により現場執行力を補完するとともに、経験豊富な警察職員の優れた技能を若手警察職員に伝承している。

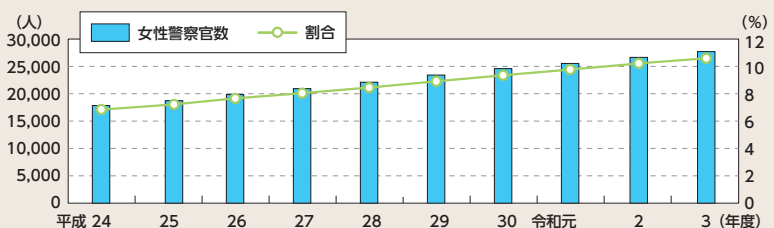
②優秀な人材確保のための採用募集活動の強化

警察庁では、警察官という職業の魅力をアピールするため、合同企業説明会への参加、オンライン説明会の開催、採用募集活動強化のための研修、警察庁ウェブサイトやSNSを活用した情報発信等を行い、都道府県警察の採用募集活動を支援している。

(3) 女性警察官の採用・登用の拡大

警察では、女性警察官の採用に積極的に取り組んでいる。毎年度1,000人を超える女性警察官を採用し、女性警察官数は年々増加している。令和2年度には1,653人（新規採用者総数に占める比率は20.3%）の女性警察官が採用された。

図表6-2 都道府県警察の女性警察官数及び地方警察官に占める女性警察官の割合の推移（平成24年度～令和3年度）



区分	年度	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
地方警察官数(人)		258,277	258,762	258,839	259,972	261,124	262,130	262,245	261,782	261,967	261,852
女性警察官数(人)		17,686	18,719	19,856	20,947	22,119	23,410	24,587	25,540	26,664	27,697
割合(%)		6.8	7.2	7.7	8.1	8.5	8.9	9.4	9.8	10.2	10.6

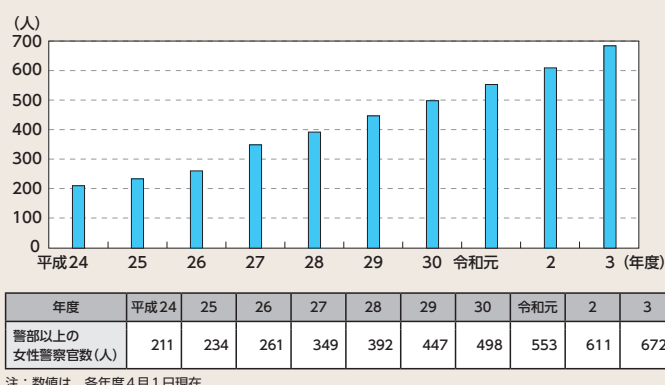
注：数値は、各年度4月1日現在

女性が被害者となる性犯罪や配偶者からの暴力事案等の捜査、被害者支援等、女性警察官の能力や特性をいかした分野のほか、強行犯捜査、知能犯捜査等の捜査全般、暴力団対策、警衛・警護等の分野でも活躍するなど女性警察官の職域は全ての分野に拡大しており、警察署長をはじめとする幹部への登用も進んでいる。

また、警察庁及び都道府県警察では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画をそれぞれ策定し^(注1)、女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう様々な取組を推進している。

図表6-3

都道府県警察で採用された女性警察官のうち警部以上の人数の推移（平成24年度～令和3年度）



（４）教育訓練

警察職員には、適正に職務を執行するため、良識と確かな判断能力や実務能力が必要とされる。警察学校や警察署等の職場では、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教育訓練の充実強化を図っている。

①警察学校における教育訓練

都道府県警察の警察学校、警察庁の管区警察学校、警察大学校等では、採用時及び昇任時の教育訓練のほか、特定の業務の分野に関する高度な専門知識及び技能を修得させるための教育訓練を実施している。

②職場における教育訓練

警察署等の職場では、個々の警察職員の能力又は職務に応じた個人指導や研修会の開催等により、職務執行能力の向上を図っているほか、経験豊富な警察官や退職警察官の講義等を通じ、専門的な知識及び技能の伝承に努めている。また、職務執行の際に求められる高い倫理観を培うため、有識者による講習会等を行っている。

③術科訓練の充実強化

凶悪犯罪に的確に対処できる精強な執行力を確保するため、柔道、剣道、逮捕術、拳銃等の術科訓練を実施している。特に、様々に変化する状況に的確に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレーター^(注2)等による拳銃訓練をはじめ、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な訓練の充実強化を図っている。



実践的な訓練

（５）警察職員の殉職・受傷

警察官は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当たるため、自らの身の危険を顧みず職務を遂行し、その結果、不幸にして殉職・受傷する場合がある。

警察では、殉職・受傷した警察職員又はその家族に対して、公務災害補償制度による公的補償のほか、賞じゅつ金の支給等の措置をとっている。また、特記すべき職務執行に対しては、警察庁長官名による表彰を行っている。

注1：警察庁においては、「警察庁におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画」を策定している。
<https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/jinji/R3revise/r3plan.pdf>



2：スクリーンに投影した映像に向け、レーザー光線で射撃を行う訓練装置

2 警察の予算と装備

(1) 警察の予算

警察の予算は、警察庁予算と都道府県警察予算から成る。このうち、警察庁予算には、国庫が支弁する都道府県警察に要する経費と補助金が含まれる。

令和2年度警察庁予算では、テロ対策と緊急事態への対処、サイバー空間の脅威への対処に要する経費等を、補正予算では、警察における感染症対策の強化に要する経費等を措置した。

令和2年度の国民一人当たりの警察予算は約2万9,000円であった。

① 警察庁予算

令和2年度当初予算（一般会計）

- ・総額 3,059億4,300万円
- ・前年度比 206億7,500万円（7.2%）増
- ・国の基礎的財政収支対象経費（※）総額の0.4%

テロ対策と緊急事態への対処、サイバー空間の脅威への対処に要する経費等を措置

※一般会計の歳出から国債費を除いたもの

令和2年度当初予算（東日本大震災復興特別会計）

- ・総額 11億8,900万円

令和2年度補正予算

- ・補正予算（第1号）総額 91億7,100万円
- ・補正予算（第2号）総額 20億1,500万円

警察における感染症対策の強化、事態発生時における治安確保のための業務継続能力の維持に要する経費等を措置

- ・補正予算（第3号）総額 264億1,000万円

警察業務のデジタル化の推進、防災・減災、国土強靱化に向けた警察の対処能力の向上に要する経費等を措置

② 都道府県警察予算（※）

- ・総額 3兆3,960億3,458万円
- ・前年度比 267億2,744万円（0.8%）減
- ・全都道府県の一般会計予算総額の5.1%

※各都道府県が、犯罪情勢・財政事情等を勘案して編成

(2) 警察の装備

① 車両の整備

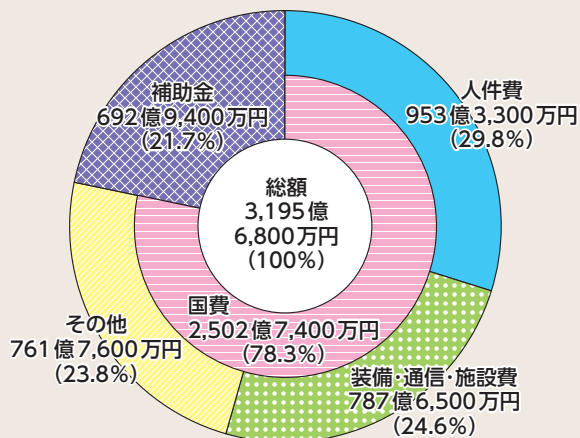
警察用車両として、パトカー、白バイ等が全国に約4万900台整備されている。

警察では、車両の計画的な整備等により、即応体制の確保に努めている。

② 装備品の整備

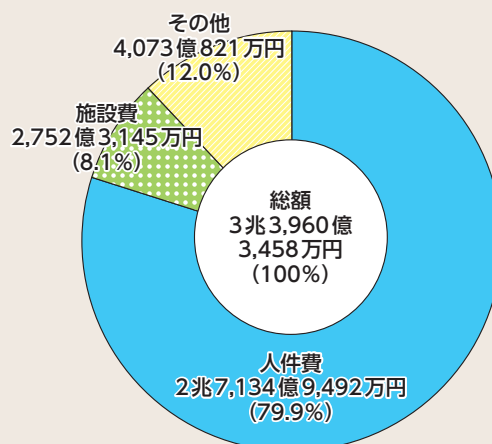
令和2年度は、テロ対策、感染症対策、暴力団対策等の推進を重点として、各種装備品を整備した。

図表6-4 警察庁予算
(令和2年度最終補正後)



※交付税及び譲与税配付金特別会計繰入れのための経費543億6,200万円を除いたもの

図表6-5 都道府県警察予算
(令和2年度最終補正後)



白バイ

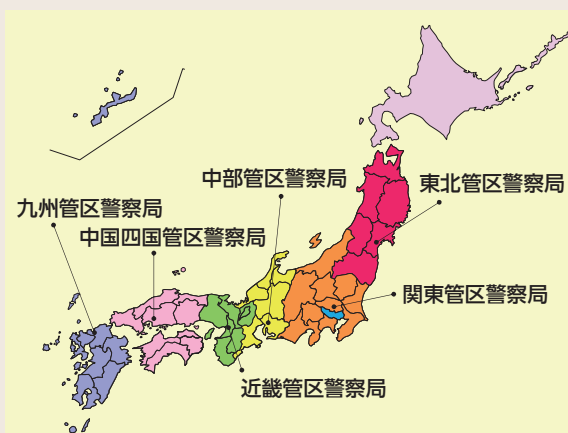
3 管区警察局の活動

(1) 管区警察局の役割

警察庁には、その地方機関として6つの管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部が設置されている。

事務を能率的に処理するため、管区警察局は、警察庁の事務の一部を分担して所掌している。東京都と北海道の区域は、管区警察局の管轄外とされ、必要に応じ、警察庁が直接に指揮監督等を行う。

図表6-6 管区警察局の管轄区域



(2) 管区警察局の主な業務

管区警察局では、主として次のような業務を行っている。

①府県警察に対する監察

管区警察局の監察機能は、平成12年以降の警察改革の一環として、各管区警察局に総務監察部^(注)を設置することにより強化されている。総務監察部門が管内の府県警察に対する監察を実施することで、警察事務の能率的運営と規律の保持に努めている。

②府県の枠を超えた広域調整、災害対応

広域的な対応を必要とする重要事件の合同捜査・共同捜査、高速道路における広域的な交通規制、交通取締り等の実施等に関し、府県警察に対する指導・調整を行っている。

また、一府県警察のみでは対応が困難な大規模災害の発生時には、被災状況等に関する情報の収集・分析に当たるとともに、警察災害派遣隊の派遣等に関する調整を行うことで、国としての危機管理機能を発揮している。

③情報通信における全国警察の連携の確保、府県警察への技術支援

管区警察局情報通信部では、府県情報通信部と連携して、警察庁や都道府県警察を結ぶネットワークの整備、管理等を行い、全国警察の有機的連携の確保に努めている。

また、府県警察の行う搜索差押え等の現場に臨場し、記録媒体内の電磁的記録の損壊防止、コンピュータの設定状況等の確認、証拠となる電磁的記録の抽出等の技術支援を行っている。

④府県警察職員を対象とした教育訓練

管区警察局に附置された管区警察学校では、主として警部補及び巡査部長の階級にある府県警察の職員を対象とした昇任時教育、専門的教育等を実施している。

CASE ▶

近畿管区警察学校では、交番等勤務員に対する襲撃事件の発生等を踏まえ、昇任時教育において、拳銃奪取等の事案を想定した対処訓練を実施するなど、実戦的な訓練を推進し、現場執行力の強化に取り組んでいる。



近畿管区警察学校における訓練の状況

注：東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局は総務監察・広域調整部を設置している。

4 警察の情報通信

(1) 警察活動を支える警察情報通信

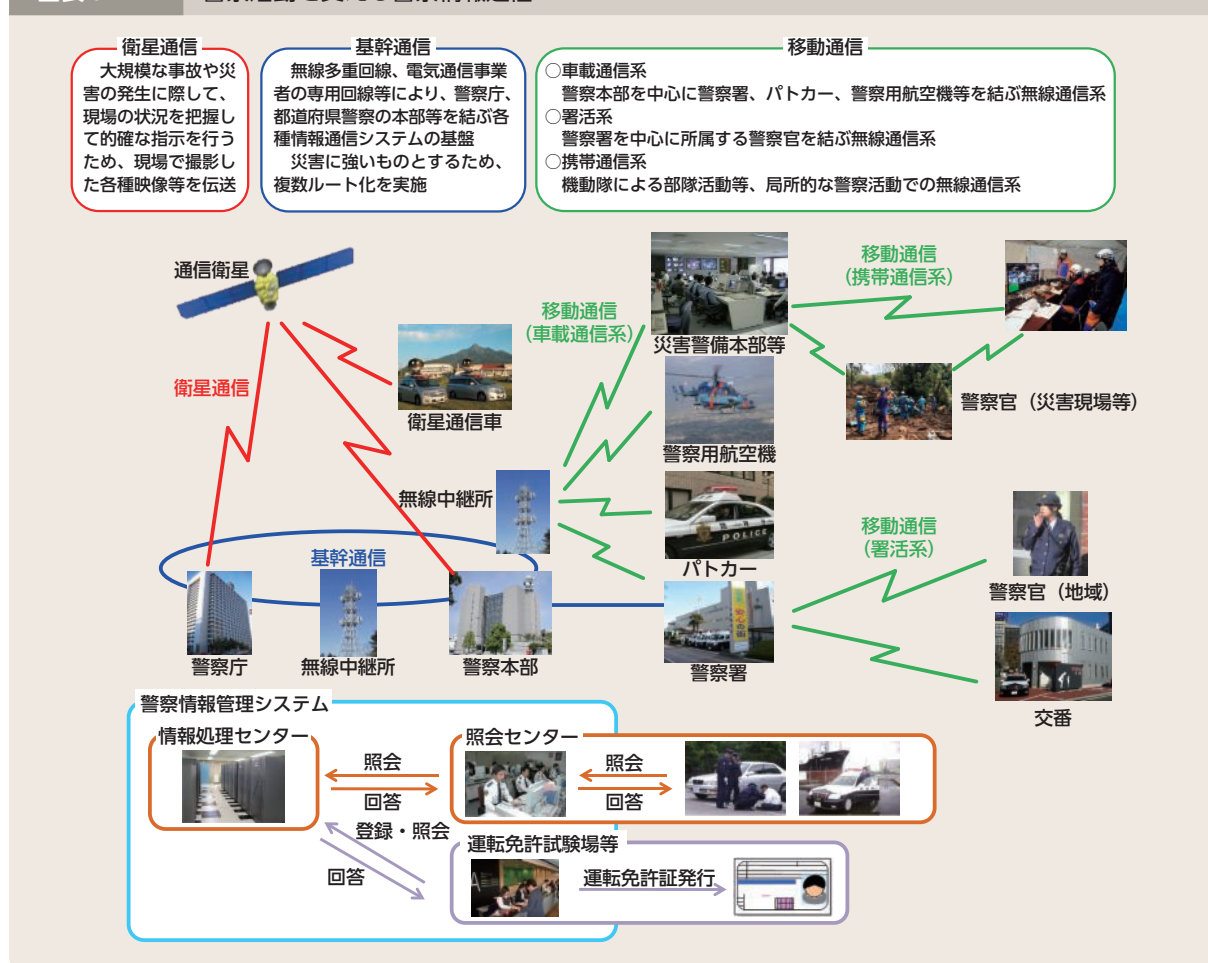
警察では、事件、事故又は災害がどこでどのように発生しても対応できるよう、各種の情報通信システムを開発し、それらを全国に整備するとともに、システムの高度化に努めている。

具体的には、独自に整備・維持管理している無線多重回線、電気通信事業者の専用回線、衛星通信回線等により構成される全国的なネットワークにより、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署、交番等を結ぶほか、車載通信系（警察本部を中心に警察署、パトカー、警察用航空機等を結ぶ無線通信系）、署活系（警察署を中心に所属する警察官を結ぶ無線通信系）、携帯通信系（機動隊による部隊活動等、局所的な警察活動での無線通信系）といった各種の移動通信システムを構築することにより、警察業務を遂行する上で不可欠な情報の伝達を実現している。

また、指名手配被疑者、行方不明者、盗難車両等に関する情報を警察庁に登録することにより、第一線の警察官からの照会に即時に回答したり、運転免許に関する情報を全国一元管理することにより、適切な行政処分を実施したりするための警察情報管理システムを全国に構築することで、第一線の警察活動を支えるとともに、迅速な警察行政に貢献している。

これら警察情報通信の円滑な運営を図るため、国の機関である全国の情報通信部^(注)に、情報通信に関する専門的な技術を有した職員を配置している。

図表6-7 警察活動を支える警察情報通信



注：27ページ参照（特集2）



高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）の現場での活用状況

平成31年4月から全国警察で運用を開始したPⅢ（ポリストリプルアイ）^{（注1）}は、画像・映像伝送機能、多言語翻訳機能のほか、スマートフォンやタブレット端末とIPR形警察移動無線通信システム^{（注2）}の無線機をペアリングすることで、通常では警察無線が届かない地域等での無線通話を可能とする機能等を搭載しており、各種警察活動で活用されている。

図表6-8 PⅢの現場での活用状況



（２）情報管理の徹底

警察では多くの機密情報を取り扱っていることから、警察庁は、警察情報セキュリティポリシー^{（注3）}の策定・改正等により、情報セキュリティの向上のための総合的な対策を進め、厳格な情報管理に努めている。

具体的には、警察内部ネットワークの外部ネットワークからの分離、外部記録媒体の利用制限等の情報流出等を防ぐための技術的環境を整備するとともに、警察職員の情報の取扱いに係る規範意識の向上のための取組を推進している。

また、警察庁及び全都道府県警察にCSIRT^{（注4）}を設置し、警察情報管理システム等において情報セキュリティインシデント^{（注5）}が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の集約・分析、被害拡大を防止するための措置等を実施することとしている。

さらに、これらの取組の実効性等を検証するため、都道府県警察等を対象とした情報管理業務監査及び情報セキュリティ監査を継続的に実施している。

注1：10頁参照（特集1）

2：Integrated Police Radioの略。警察が独自に整備・維持管理している耐災害性に優れた移动通信システムであり、通常では警察無線が届かない地域や災害現場においても、パトカー等に搭載された無線機が、その周囲の無線機の通信を臨時に中継することで、現場警察官相互の無線通話を可能にする機能等を有している。

3：警察情報セキュリティに関する規範の体系

4：Computer Security Incident Response Teamの略

5：不正プログラム感染事案等情報セキュリティの維持を困難とする事案

5 留置施設の管理運営

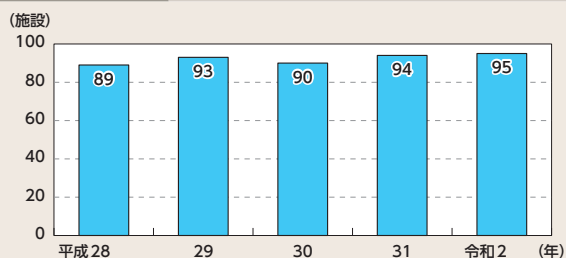
(1) 留置施設の管理運営

令和2年4月1日現在、留置施設は全国で1,086施設（収容基準人員^{（注1）}2万1,393人）設置されている。警察では、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進しており、月に2回の健康診断の実施、健康に配慮した食事の提供、冷暖房装置の整備等のほか、次のような取組を行っている。

①女性被留置者に対する適切な処遇

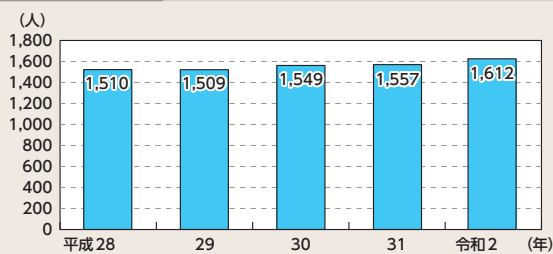
警察では、女性被留置者に対してより適切な処遇を行うという観点から、女性被留置者のみを留置し、女性警察官が常時看守業務に従事する女性専用留置施設の設置を推進している。また、留置施設への女性警察職員の配置を進めるなど、物的及び人的基盤の整備を進めている。

図表6-9 女性専用留置施設数の推移
(平成28～令和2年)



注：各年4月1日現在

図表6-10 留置業務に従事している女性警察職員数の推移
(平成28～令和2年)



注：各年4月1日現在

②外国人被留置者に対する適切な処遇

警察では、外国人被留置者向けに、複数の言語の告知書^{（注2）}を用意しているほか、被留置者の信仰する宗教を踏まえた食事の提供を行うなど、言語や宗教等の違いに配慮した処遇に努めている。

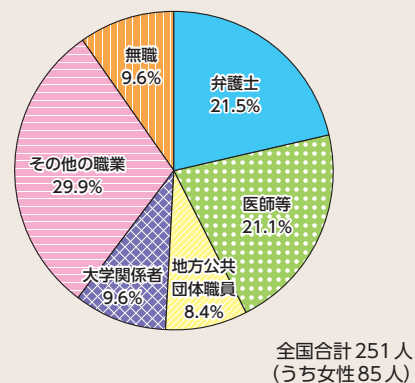
③留置施設に対する巡察

警察庁では、被留置者の処遇を全国的に斉一にするため、毎年度全ての都道府県警察の留置施設に対し計画的な巡察を実施している。

④留置施設視察委員会

留置施設の運用状況の透明性を高めるため、警察部外の第三者から構成される機関として、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）が、都道府県警察本部及び方面本部に設置されている。委員会は、弁護士等の法律関係者や医師、地域住民等の委員で構成されている。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者（警察署長等）に意見を述べるものとされており、警視総監、道府県警察本部長及び方面本部長は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされている。

図表6-11 留置施設視察委員会委員の職業別割合
(令和3年1月1日現在)



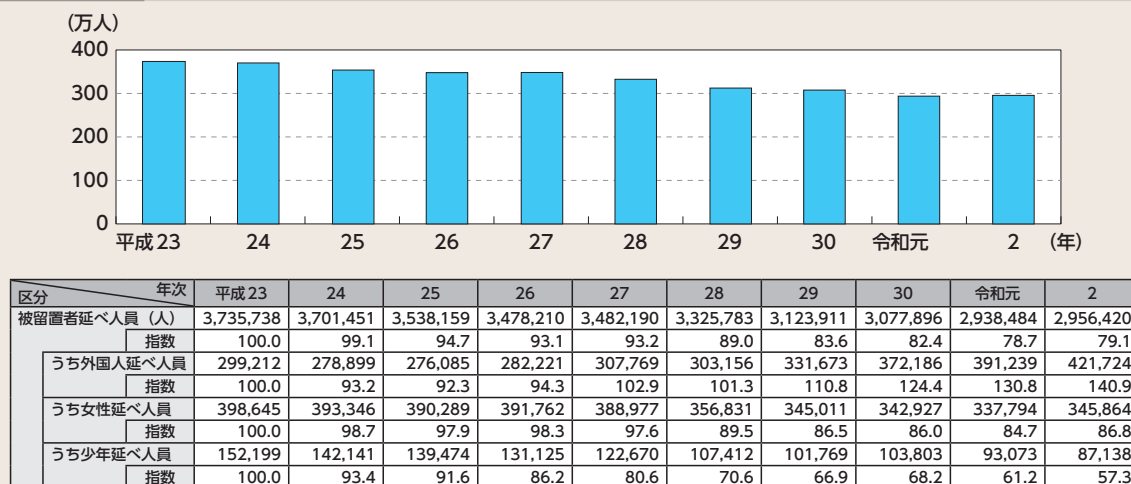
注1：留置施設の定員数

注2：留置の開始に際し、留置施設での処遇について説明するための書面

(2) 被留置者の収容状況

被留置者の年間延べ人員は、図表6-12のとおり減少傾向にあり、留置施設の収容率^(注)も、図表6-14のとおり低下傾向で推移している。一方で、一時的に過剰な収容状態となる場合が依然としてあることから、警察では、警察署の新築時等に十分な規模の留置施設を整備したり、拘置所等刑事施設への早期の移送を要請したりするなどして、収容力の確保を図っている。

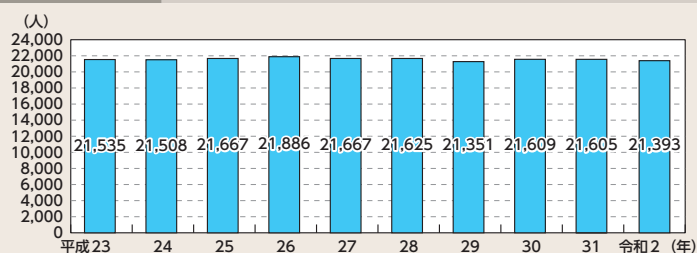
図表6-12 被留置者延べ人員の推移（平成23～令和2年）



注：指数は、平成23年を100とした場合の値である。

留置施設の整備に当たっては、被留置者の居室を並列に配置し、居室前面の一部に遮蔽板を設けたり、留置施設内の風通しや採光に配慮したりするなど、被留置者のプライバシー保護や人権に配慮した設計を取り入れている。

図表6-13 留置施設の収容基準人員の推移（平成23～令和2年）

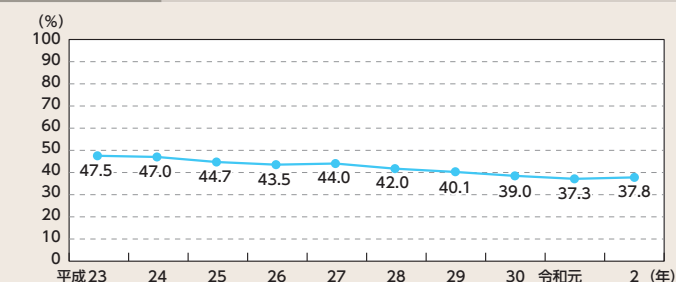


注：各年4月1日現在

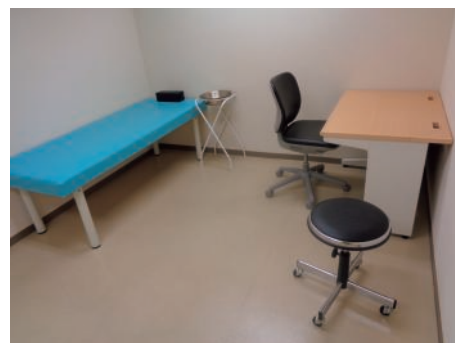


留置施設内（居室区画）の状況

図表6-14 留置施設の収容率の推移（平成23～令和2年）



注：年間平均値



留置施設内（診察室）の状況

注：留置施設の定員数に対する被留置者の割合

6 皇宮警察本部の活動

警察庁に附置されている皇宮警察本部は、天皇皇后両陛下及び上皇上皇后両陛下並びに皇族殿下方の護衛、皇居、赤坂御用地等の警備等を行っている。

①天皇及び上皇並びに皇族の護衛

天皇皇后両陛下及び上皇上皇后両陛下並びに皇族殿下方の安全を確保するため、皇宮護衛官のうち、側衛官が、皇居、赤坂御所等のもとより、国内外において御身邊の直近で護衛に当たっている。

令和2年中は、秋篠宮皇嗣同妃両殿下が阪神・淡路大震災25年追悼式典に御臨席のため兵庫県を御訪問になった際等に、側衛官を派遣し、御身邊の安全を確保した。

②皇居、赤坂御所等の警備

皇居、赤坂御用地、各御用邸、京都御所、正倉院等の安全を確保するため、主に6都府県^(注1)において警戒警備活動を行っている。

令和2年中は、皇居の宮殿東庭において新年一般参賀が行われた際、所要の体制を確立し、不法事案及び雑踏事故の未然防止に万全を期した。

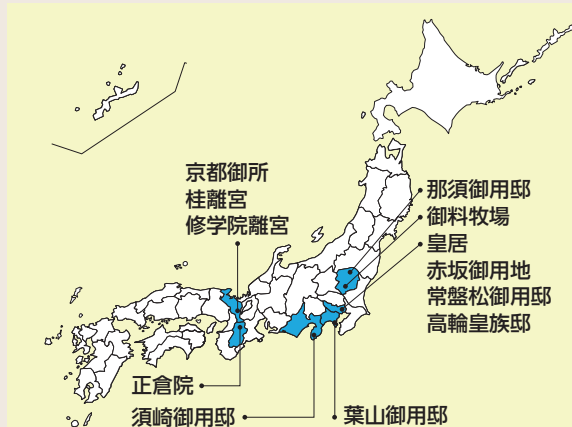
③国賓等の護衛

国賓として来日した外国要人の皇居参内や、信任状の捧呈に伴う特命全権大使の皇居参内に際して、騎馬、サイドカー^(注2)等で護衛に当たっている。

④新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した活動

令和2年中、皇居東御苑の一般公開再開に際し、入園者に対し、マスク及び手袋を着用した皇宮護衛官が手荷物の確認に当たるなど、感染症の感染拡大防止に配慮した警戒警備活動を行った。

図表6-15 皇宮警察本部の活動地



皇居の警備に当たる皇宮護衛官

memo 騎馬による随衛勤務

皇宮警察本部における特色ある護衛活動として、騎馬による随衛勤務がある。この勤務は、特別な被服「儀礼服」を着用し、儀容を整え、威儀を正して御移動に随従して御身邊の護衛に当たる勤務である。

令和2年11月8日、立皇嗣宣明の儀の後、皇嗣殿下御利用の儀装馬車に随従し、騎馬による随衛を行った。



騎馬による随衛勤務

注1：栃木、東京、神奈川、静岡、京都及び奈良

2：側車付大型自動二輪車

7 研究機関の活動

(1) 警察政策研究センター

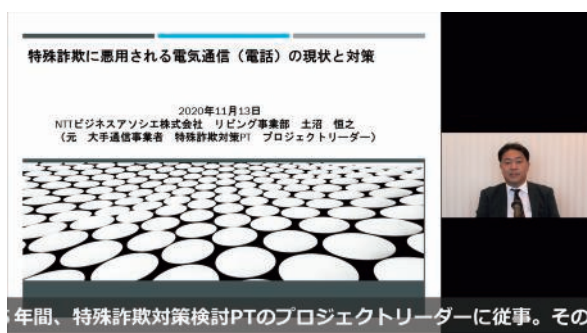
警察大学校に置かれている警察政策研究センターは、様々な治安上の課題に対する調査研究を進め、政策提言を行うとともに、警察と国内外の研究者等との交流の拠点として活動している。

① フォーラムの開催

関係機関・団体と連携し、国内外の研究者・実務家を交えて社会安全等に関するフォーラムを開催している。令和2年度は、フォーラム特設サイトにおけるオンデマンド方式で開催した。

図表6-16 フォーラムの開催状況（令和2年度）

開催月	フォーラムのテーマ	基調講演者
令和2年11月 ～ 令和3年1月	犯罪ツール対策の現状と課題について ～犯罪に利用される電話への対策を中心に～	・NTTビジネスアソシエ株式会社リビング事業部法人営業部門サービスセンタ担当課長 土沼恒之 ・日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長尾崎毅 等



フォーラムの配信（講演）



フォーラムの配信（パネルディスカッション）

② 大学関係者との共同研究の推進

大学関係者と共同して研究活動を行っている。これまでに、例えば、慶應義塾大学大学院法学研究科との間で、テロ等の各種治安事象への対策を講じるに当たり、憲法学的見地から、国民の自由と安全をいかにバランスよく保障していくかについて共同研究を行っている。

③ 大学・大学院における講義の実施

警察政策に関する研究の発展及び普及のため、一橋大学国際・公共政策大学院、早稲田大学法科大学院、京都大学法科大学院・公共政策大学院、東京都立大学法学部、中央大学法学部・総合政策学部及び法政大学法学部に職員を講師として派遣し、職員が警察行政や社会安全政策論に関する講義を実施している。



大学・大学院での講義

④警察に関する国際的な学术交流

海外で開催される国際的な学術会議に参画し、日本警察に関する情報発信を行っている。また、韓国警察庁警察大学治安政策研究所、フランス高等治安・司法研究所及びドイツ・フライブルク大学安全・社会センターとの間で協定を締結し、警察に関する国際的な学术交流を実施している。

⑤海外調査研究員の派遣

海外調査研究員を海外の大学・大学院や行政機関等に1年間派遣し、警察に係る外国の法制度等について調査研究を行っている。令和元年から令和2年にかけて、5人を英国等に派遣し、司法面接の活用状況及び我が国の刑事手続との関係をはじめとする最新の海外の取組について調査研究を行った。

(2) 警察情報通信研究センター

警察大学校に置かれている警察情報通信研究センターでは、警察に関する情報通信に関する研究を行っており、その成果は、犯罪捜査の効率化や警察における情報通信システムの整備に活用されている。

例えば、犯罪捜査等の効率化のため、防犯カメラ等に記録された低照度・低画質な画像の鮮明化技術、多数の画像から人物や車両等を識別し画像を効率的に抽出する技術、画像から人物等を特定する識別技術等の画像処理に関する研究を行っている。



画像処理に関する研究

(3) 科学警察研究所

科学警察研究所は、警察活動を最新の科学技術に基づいて支えるため、警察庁に附置されている研究機関であり、その業務は、科学技術を犯罪捜査や犯罪予防に役立てるための研究、その研究成果を活用した鑑定・検査及び都道府県警察の鑑定技術職員に対する技術指導を行うための研修という3つの柱から構成されている。

①犯罪捜査等のための研究

科学警察研究所では、犯罪捜査をはじめとする警察活動への実用化の観点から科学技術の研究を行うとともに、鑑定等に利用する技術、資機材等についての検証等を行っている。科学警察研究所の研究によって確立・実証された知識や技術は、犯罪捜査における鑑定・検査に活用されており、DNA型鑑定、違法薬物の分析、画像解析、ポリグラフ検査、プロファイリング等を通じて、事件の解明、被疑者の検挙等に貢献している。

研究例

生物剤の現場検知を目的とした検出装置の検証に関する研究

NBCテロ^(注1)事案では、NBCテロ対応専門の要員が、現場で使用された物質中に危険な病原性微生物が含まれているかなどを早急に判断する必要がある。使用できる機材や試薬類、手法が限定される一方、現場周辺の安全確保のために短時間で危険性を判断する必要がある状況下で迅速かつ容易に病原性微生物の検出や判定が可能となるよう、市販の検知装置の検証や低コストな検知技術の開発を目的として様々な病原性微生物のゲノム^(注2)増幅法を検討するなど、検査法の実験を行っている。



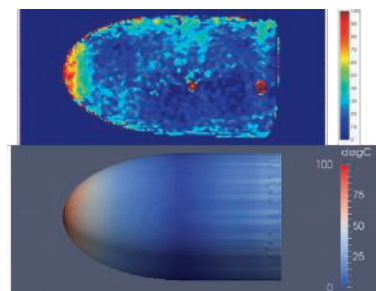
注1：194頁参照（第5章）

2：生物のDNAに含まれる全ての遺伝情報

研究例

飛翔弾丸の挙動解析に関する研究

発砲事件で発射された弾丸の発見・採取を容易にするため飛翔中の弾丸の表面にかかる力を計測し、弾丸の飛翔距離と落下位置を推定する手法の開発に取り組んでいる。例えば、高速で飛翔する弾丸の表面温度は空気抵抗等の力により上昇するため、弾丸表面の温度分布を可視化し、計測できれば、飛翔中の弾丸の表面に係る力の計測につながるところ、感温塗料を弾丸表面に塗布して飛翔させ、これを高速度撮影・画像処理等することで、弾丸表面の温度分布を可視化し、計測することが可能であることを実証した。

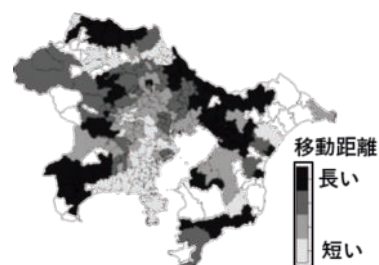


実験計測による温度分布 (上)
数値計算による温度分布 (下)

研究例

地理的プロファイリングの高度化に関する研究

地理的プロファイリング^(注1)の1手法として、ある犯罪が発生した場合の犯人の居住地や次回以降の犯行エリアを推定するための手法の開発を進めている。具体的には、過去に発生した犯罪に関するデータを活用し、犯人の居住地から犯行地点までの距離に影響する要因を分析するなどしている。また、高度な統計モデルを応用して、拠点エリアの推定手法等の開発を進めている。



犯人の居住地から犯行地点までの移動距離の地域差のイメージ図

②鑑定・検査

科学警察研究所では、ミトコンドリアDNA検査^(注2)、薬物の微量成分分析等の高度な専門的知識や技術が必要とされる鑑定及び火災の再現実験等の特殊な設備や技術が必要とされる鑑定を実施している。また、偽造通貨及び銃器の弾丸・薬きょう類については、全て科学警察研究所が資料の鑑定を行っている。



火災の再現実験の様子

③法科学研修所における研修

科学警察研究所に置かれている法科学研修所では、主に都道府県警察の科学捜査研究所及び鑑識部門で勤務する職員を対象として、鑑定・検査及び鑑識活動に必要な専門的知識に関する研修を行っている。また、国内外の大学、研究機関等に研修生をおおむね3か月から6か月の期間にわたって派遣し、専門性を高めるための研究に従事させることによって、新たな鑑定手法の開発等に役立てている。令和2年度中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一部の研修のみ実施した。

注1：プロファイリングについては、114頁参照（第2章）

注2：細胞核ではなく、細胞内のミトコンドリアに存在するDNAの塩基配列を分析する検査。同配列は、男女を問わず母親の配列と同一となるため、母子や兄弟姉妹間の比較に有効とされる。

第2節

国民の期待と信頼に応えるための警察運営

1 国民の期待と信頼に応える警察

(1) 積極的かつ合理的な組織運営

警察では、人口減少や高齢化の進展、科学技術の発展に伴って変化していく日本社会の情勢や治安上の課題に適応し、警察機能を最大限に発揮できる、高い規律と士気を有する組織を確立するため、各種取組を推進している。

例えば、先端技術等の活用による警察活動の質的向上に取り組んでいるほか、IT技術等の積極的活用、不適正な取扱いを契機とした業務の仕組みの見直し、情報管理システムの合理化・高度化等の業務の効率化に向けた取組を積極的に進めるとともに、第一線で活動する職員を支えるため、職務執行に関する相談・照会に応じる体制の整備、装備品の機能向上等を進めている。

また、超過勤務の縮減や休暇取得の促進、男性職員の育児休業の取得や育児休業からの円滑な職場復帰に向けた支援といった仕事と子育て・介護の両立支援等のワークライフバランス等の向上にも努めている。

(2) 監察の実施と苦情を活用した業務改革の推進

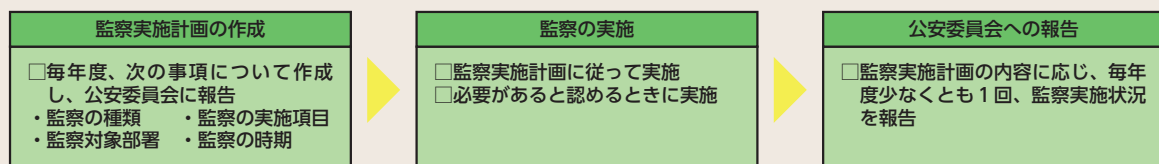
① 監察

警察庁及び都道府県警察では、その能率的な運営及び規律の保持に資するために、国家公安委員会が定める監察に関する規則に基づき、厳正な監察を実施している。

令和2年(2020年)度中、警察庁においては、都道府県警察等に対して監察を実施し、適正捜査及び組織的な捜査管理の推進状況について指導するなど業務改善を図った。

② 苦情を活用した業務改革の推進

図表6-17 監察に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第2号)



都道府県警察では、職員の職務執行に対する苦情に誠実に対応するとともに、個々の苦情やその傾向を踏まえて業務改善を図るなど、苦情を活用した組織的な業務改革を推進している。

(3) 適正な予算執行の確保

警察では、適正な予算執行を確保するため、次のような取組を行っている。

① 警察が行う会計監査

国家公安委員会が定める会計の監査に関する規則に基づき、警察庁長官、警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長は、監査手法に改善・工夫を加えながら、一層適正な会計経理を推進するため、会計監査を実施している。

令和2年度中、警察庁においては、警察庁内部部局、附属機関、地方機関及び都道府県警察のうち、74部署を対象に会計書類の点検を行うとともに、捜査費の執行に直接携わった捜査員720人を含む1,493人に対して聞き取りを実施するなどした。

② 会計業務の改善に係る取組

警察庁では、会計業務の改善に関する各種取組を全庁を挙げて推進するため、関係職員から構成される「警察庁会計業務改善委員会」及び外部有識者から構成される「警察庁会計業務検討会議」を開催して、行政事業レビュー、調達改善の取組等を通じ、会計業務の改善に努めている。

2 国民に開かれた警察活動

(1) 警察署協議会

警察は、地域の犯罪や交通事故を防止するなどの様々な活動を行うに際して、地域住民の意見、要望等を十分に把握するとともに、地域住民の理解と協力を得ることが必要である。

このため、原則として全国の全ての警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が地域住民の意見を聴くとともに、理解と協力を求める場として活用されている。

memo

署訓に込めた安全・安心への思い (徳島県徳島板野警察署協議会会長 矢野英成)

徳島板野警察署協議会は、管内の住民や事業者12人が委員に委嘱され、警察署の活動が地域住民のニーズに沿ったものとなるよう活動しています。

平成30年、徳島北警察署と板野警察署が統合されたことから、この度、新たな署訓について意見を求められました。署訓は、警察署の理念となる礎であるとともに、署員の活動規範ともなる極めて重要なものであることから、我々も慎重に意見を交わし、数点の候補の中から、署員一人一人が地域住民との絆を深め、自信と誇りを持って職務に当たってほしいとの想いを込めて「日進月歩、Do your best、誇りと絆」ではいかがかと提案したところ、採用されました。

協議会の活動として希有な事例と思い紹介した次第ですが、この署訓の下、徳島板野警察署が将来にわたって地域住民と共に歩み、管内の治安の維持向上に向けた活動がなされることを期待しております。



警察署協議会の実施状況

(2) 情報公開制度

警察庁では、警察庁訓令・通達公表基準に基づいて、訓令及び施策を示す通達を原則として公表することとし、ウェブサイトに掲載している。また、窓口を設置し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求を受け付けるとともに、警察白書や統計、報道発表資料等の文書を一般の閲覧に供している。

図表6-18 令和2年度中の開示請求等の件数
(情報公開)

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	7	0	0	1
警察庁	259	95	97	23

注：前年度から繰り越した請求に対して決定を行ったもの、開示請求の受理後に請求が取り下げられたもの、請求に対する決定が次年度以降に繰り越したものが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計数は異なっている。

(3) 個人情報保護

警察庁では、警察庁における個人情報等の管理に関する訓令を制定し、個人情報の管理体制を定めるなどして保有する個人情報の適正な取扱いに努めている。また、窓口を設置し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を受け付けている。

図表6-19 令和2年度中の開示請求等の件数
(個人情報保護)

	開示請求	決定		
		全部開示	一部開示	不開示
国家公安委員会	0	0	0	0
警察庁	15	8	5	12

注：前年度から繰り越した請求に対して決定を行ったもの、開示請求の受理後に請求が取り下げられたものなどが含まれることから、開示請求の件数と請求に対する決定の合計数は異なっている。

(4) 政策評価

国家公安委員会及び警察庁は、「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」を策定し、同計画に基づき策定した政策評価実施計画に従って、毎年度、政策評価を実施し、評価書等を警察庁ウェブサイトにおいて公表している^(注)。

令和2年度は、5の業績目標について目標管理型の政策評価を実施したほか、平成23年(2011年)4月に成立した犯罪収益移転防止法の一部を改正する法律等の施行に伴い新設された規制について、事後評価を実施した。

また、政策評価の実施に当たっては、警察庁政策評価研究会を開催し、政策評価や警察行政に知見を有する有識者の専門的な意見を取り入れることで、客観性の確保に努めている。

注： <https://www.npa.go.jp/policies/evaluation/index.html>



(1) 国際的な犯罪に対する外国治安機関等との連携

① ASEAN加盟国、G7各国等との連携

警察では、国際テロ対策、サイバーセキュリティ対策等の分野において、ASEAN + 3 国際犯罪閣僚会議^(注1)、G7内務大臣会合等の会議に出席するなどして、外国治安機関等との協力関係の強化に取り組んでいる。

また、平成30年（2018年）12月に警察庁とEUROPOLとの間において策定した協力関係構築に係る実務取決めに基づき、EUROPOLへの連絡担当官を派遣しており、EUROPOLに加え、EU加盟国や連絡担当官を派遣している他の国との二国間協力の強化を図っている。

② 二国間等の連携

警察では、日越治安当局次官級協議、日中韓警察局長級会議等を開催しているほか、国家公安委員会委員長が各国の治安担当大臣等と会談を行うなど、国際的な犯罪対策において我が国と関わりの深い国の治安機関等との間で協力関係を深めている。

(2) 治安に関係する国際約束の締結

刑事共助条約（協定）は、捜査共助の実施を条約上の義務とすることで捜査共助の一層確実な実施を期すとともに、捜査共助の実施のための連絡を外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、手続の効率化・迅速化を図るものである。これまでに米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で締結している。また、犯罪人引渡条約は、日本で犯罪を犯し国外に逃亡した犯罪人等を確実に追跡し、逮捕するため、一定の場合を除き、犯罪人の引渡しを相互に義務付けるものであり、これまでに米国及び韓国との間で締結している。このほか、米国との間では、日米査証免除措置の下で安全な国際的渡航を一層容易にしつつ、日米両国国民の安全を強化するために、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めたPCSC協定^(注2)を締結している。

(3) 国際協力の推進

① 海外の警察に対する支援

警察庁では、我が国の警察の知見や特質を生かせる分野において、外務省やJICAと協力し、専門家の派遣や研修員の受入れを通じた海外の警察に対する支援を行っている。令和2年（2020年）中には、3人の専門家を新たに派遣した。

ア インドネシア国家警察改革支援プログラム

平成13年以降、インドネシア国家警察改革支援プログラムを実施しており、国家警察長官アドバイザー兼プログラム・マネージャーを含む専門家を派遣している。平成24年以降、市民警察活動を全国展開させるため、交番制度、現場鑑識活動等に関するこれまでの協力の成果の一層の定着・展開を支援している。

注1：ASEAN加盟国に日本、中国及び韓国を加えた治安機関の閣僚が参加する会議

2：重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（Agreement between the Government of Japan and the Government of the United States of America on Enhancing Cooperation in Preventing and Combating Serious Crime）の略称

memo

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、インドネシア国家警察改革支援プログラムのために派遣されていた専門家も一時帰国し、現地で活動ができない状況にあった。こうした中でも、インドネシアの警察大学院大学の学生に対するオンラインによる講義、新型コロナウイルス感染症対策資機材の供与に向けた調整、同国における鑑識活動の好事例に関する資料の作成及び配布等、創意工夫を凝らした取組を進めた。



ジャカルタ警視庁への資機材の供与の様子

イ 研修員の受入れ

警察では、知識・技術の移転及び諸外国との情報交換の促進を図るため、都道府県警察における実地研修、警察大学校国際警察センターにおけるセミナー等を行っている。令和2年中には、4回の研修でインドネシア、東ティモール等各国の警察幹部を含む45人の研修員を受け入れた。

②国際緊急援助活動

我が国は、外国で大規模な災害が発生し、被災国政府又は国際機関の要請があった場合、被災地に国際緊急援助隊を派遣しており、警察も国際緊急援助隊の救助チームの一員として国際緊急援助活動を行っている。警察では、国際緊急援助隊の派遣に関する法律が施行された昭和62年以降、延べ290人の隊員を延べ16の国・地域に派遣し、被災者の捜索・救助等を行った。



宮崎県警察での東ティモール警察官への研修の様子

(4) 国際的な警察活動に関する基盤整備

警察では、警察大学校国際警察センターにおいて、言語別の語学研修や国際捜査、国際協力に関する研修を実施することなどにより、通訳人となる警察職員や国際捜査、国際協力に知見を有する警察職員を育成しているほか、各都道府県警察においても、民間の通訳人の確保や外国の文化、宗教等に関する理解を促進するための研修に積極的に取り組むなどして、国際的な警察活動に関する基盤整備を推進している。



島根県警察での通訳人への研修の様子

memo

「伝える意志」(静岡県警察本部警務部教養課 宮澤和正警部補)

私は、静岡県警察で通訳人として英語の通訳業務に従事しています。英語といっても、国籍・地域で発音や語彙が大きく異なっているほか、国によって風習や文化、司法制度の違いがあります。取調べ等の通訳に従事する度に、そのような違いを肌で感じており、ベストの通訳が一つでないことを意識して、毎回、新たな気持ちで臨むようにしています。

また、日本語を解さない外国人からの相談等に適切に対応できるよう、地域警察官等の職員に対し研修を行っています。外国語が苦手なために外国人への対応が消極的にならないように、イラストを差し示すことで意思疎通を図るコミュニケーションツールや多言語翻訳機能を有する装備資機材等を活用したロールプレイング訓練を行い、警察職員が自分の意思を外国語で相手にはっきりと伝えることができるようになるよう努めています。



警察活動の最前線



被害者の存在とその思いを忘れない

香川県三豊警察署留置管理課

はなだ かずき
花田 和樹

留置施設で勤務する留置担当官が持つべき『志』とは、「被留置者の後ろには被害者がいる。」ということです。

私は「今も苦しんでいるその被害者は、私達の仕事ぶりを、その一挙一動をじっと見ている。被害者の存在とその方の思いを決して忘れず、凛とした姿勢と何事にも動じない気概で、眼前の被留置者に対峙しなければならない。」と先輩から学びました。まさにそうであると感じ、課員にも同じように指導しています。

被留置者は、うな垂れている者、警察官を陥れようとする者、真摯に反省している者等、多種多様です。

担当官としての経験が浅かった頃の私も、対応の必要性が認められない要望を繰り返し言う被留置者に悩まされました。

事件が発生して被疑者を逮捕する、すべては現場から始まります。しかし、被留置者が犯した罪と真摯に向き合うべき場所であるこの留置施設もまた、紛れもない『現場』です。

私は、どのようなタイプの被留置者に対しても、この『志』を貫き、この現場でチーム一丸となって業務に勤しむ留置管理部門の礎となる後継者を、ひとりでも多く育てていきたいと思います。

被害者の存在とその思いを決して忘れることなく、これからも粛々と仕事に取り組んでいきます。



可能性を求めて

愛知県警察本部交通部運転免許試験場長

こざき あやこ
小崎 文子

高校卒業後、警察官を志し、結婚、出産、子育ての経験を経ながら勤務してきました。平成11年春、警部補に昇任し、名古屋市内の警察署の交通総務係長に配属された私への、上司からの言葉は「期待しているからな」でした。当時、女性の交通総務係長の配置がなく、企業講話や地域、団体等との協力、調整を要する業務は男性警察官が適していると思われていたようです。対象に応じた交通安全教育の方法に取り組み、地域、団体の方々等との協力、連携も、知識と私的部分も含めた経験を活かし、新たな視点で取り組みました。現在、女性の交通総務係長の存在は当たり前となり、各部門でも多数の女性幹部警察官が活躍しています。

自身の経歴を振り返りますと、署の交通課長、本部の住民相談、採用等を経験しましたが、「女性の特性」というよりも、「自分を活かす」ことで女性拡大の一役を担えたのではないかと思います。「与えられた仕事にベストを尽くす。自分の可能性を追求しながらワンランク上を目指す」そして「楽しむ」という気持ちを強く持つことが大切です。

コロナ禍の今、運転免許試験場長として、皆さんが笑顔で過ごせる社会の一役を担う責任を自負しつつ、更なる可能性を求めて業務に取り組む毎日です。

